

「福音同盟会 (The Evangelical Alliance)」の 教会史的背景とその性格

棚 村 重 行

I. 序 論

日本基督公会と万国福音同盟会という海外のキリスト教的団体との関係については、既に戦前において、例えば山本秀煌『日本基督教会史』（初版1929年）第二章「日本基督公会建設時代」の第二節「日本基督公会と万国福音同盟会との関係」という箇所です。福音同盟会とは「是れ即ち基督教の福音主義を標榜したる諸教派の連盟にして、1849年（嘉永2年）〔1846年の誤り〕の夏、欧米各国における新教各派の代表者約800名が英京ロンドンに会合して組織したるもの」と。そして山本の紹介によれば、この同盟会の目標は、第一に「福音主義の諸教派相連合して当時漸く世に跋扈せんとせし不信説に当た」ること、第二に「万国を通じて信教の自由を拡張せんが為なりき」と¹⁾。そして、1866年に在日の宣教師たちは万国福音同盟会の1867年の初週祈禱会の課題に日本伝道の事業と信教の自由のために祈ってほしいとのアピールを英米の同盟会会員に送ったという。その結果の一端としてまもなく切支丹禁制の高札の撤去となり、また日本基督公会が福音同盟会の新年初週祈禱会を起点として建設されたと公会運動とこの同盟会との浅からぬ関係を指摘するのである²⁾。だが、残念ながら、上述の同盟会に関する山本の叙述には今日から見ると、幾つかの不正確な訂正を要する情報が混入しているだけでなく、そもそも同盟会と公会との関係の解明という重要課題を研究課題として追求する自覚が弱いし、不十分である。従って、更なる研究のテーマとして、

1) この(万国)福音同盟会が19世紀の前半においてどのような欧米における教会史的な背景から誕生し、2) またどのような教会史的な性格をもった運動であったのかについて山本秀煌の叙述では用いられていない第一次史料と最近の第二次史料を用いたより緻密な教会史的な考究がなされなければならないだろう。3) その上で、この福音同盟会の運動理念、神学理念がどのように幕末に来日した海外宣教師らに理解され受容され、4) そしてその同盟会の理念がその後京浜、阪神に建設された日本基督公会運動の運動と神学理念の形成に影響をあたえたのかが歴史学的に鮮明にされる必要がある。

1. 福音同盟会と日本基督公会の関係をめぐる研究史の概観

そこで、山本以後の日本基督公会史関係の代表的文献を調べてみると、以上の4点、特に1)と2)の諸問題点に関して第一次史料に基づき立ち入った研究を行い、それなりの解答を提出している論考は依然として非常に少ないことが判明する。例えば、日本基督公会運動の展開とその本質に関して、第二次世界大戦後の日本における新しい研究の出発点ともなった日本プロテスタント史家土肥昭夫の重要な論考「日本最初のプロテスタント教会」(1964)、そしてその後の研究を踏まえ64年論文を書き直した彼の新しい公会主義の研究における福音同盟会と公会主義との関係をめぐる問題についての扱いから検討してみよう³⁾。土肥の64年論文は、1872年(明治5)に創立された横浜における日本基督公会の運動の経過と理念の特徴を、米国の大覚醒運動の熱気と教派主義の背景において考察し、この教会を形成した外国人宣教師と日本人信徒が共有した理念の中核には、「公会主義」という「宗派無差別主義」があると結論づけた。それは、山本秀煌のいう「無教派主義」やいわゆる「超教派主義」とは異なり、「聖書を標準とし、主イエス・キリストを信じてこれに生きるものであれば、だれでも無差別に会員としてうけいれる」という意味で「宗派無差別主義」という用語を用いたのである⁴⁾。このような論旨の中で、土肥は僅かな第二次史料に依存しつつ、福音同盟会は「1846年全世界の52のプロテスタント教派より約800名の者が集まって結成した団体」で、「これは18-19世紀に

おける信仰覚醒運動の結果生まれたもの」とされ、その目的は「相互の理解と協力のためにつくった超教派的、超国家的なキリスト者の組織」で「世界伝道にふかい関心を持ち」、「信教の自由や教育の問題」も扱ったという⁵⁾。土肥は、この同盟会と公会との関係についてこれ以上歴史的、教理史的な検討はしない。もし、土肥が彼の論文で指摘したような重要な議論を発展させるならば、当然福音同盟会の運動理念、教理的な理念を第一次史料に即して解明し、さらに日本基督公会の「宗派無差別主義」と規定される「公会主義」とそれらとの比較検討する課題へと発展してゆくべきものであった。しかし、遺憾ながら土肥の64年論文はもちろん、その改訂され発表された新研究でもこの課題は指摘もされず、果たされないまま残されている⁶⁾。

いや、土肥にとどまらない。土肥により提起された「公会主義」の本質や理念を探求したその後の研究者たち、例えば石原謙、小川圭治、大内三郎、幸日出男、宮庄哲夫、五十嵐喜和、井上平三郎各氏は、公会主義そのものの規定についてはそれぞれ興味深い見解を発表した。だが同盟会と公会主義との関係については、不思議にも類似した取り扱いの態度が観察できる。つまり、彼らは依存する数少ない第二次史料により福音同盟会の紹介をした後、この運動体が掲げた諸目標である初週祈禱会への呼びかけ、キリスト教徒の一致と協力、各国における信教の自由の実現、教理的基礎の九カ条などがどのように初期の宣教師らを介して、日本基督公会運動に影響を与えたかを概説的に示唆するにとどめるのである⁷⁾。

このような研究史上の欠落を克服する試みは、80年代に漸く現れた。例えば、茂義樹は、労作『明治初期神戸伝道とD.C.グリーン』(1986)の中で、阪神側の公会の史料を駆使して、阪神側の諸公会の理念は、信仰と行為においては京浜と一致していても、「神戸は会衆派の教会観によって形成されて」いたことを強調する⁸⁾。茂は、福音同盟会に関する中村敏の研究『日本初期プロテスタンティズムにおける福音同盟会の影響』(1983)に依拠しつつ、この同盟会については、かつてないほど正確にその性格を指摘する。彼によれば、この運動は「当時勃興してきたユニテリアニズムやオックスフォード運動に対し

て、プロテスタントが中広く協同して、福音主義信仰を高揚しようとするもの」であり、「中心になったのは自由教会（非国教徒）の指導者が多かった」という。その目的としては、「一、兄弟愛と霊的な交わりによって、キリストの弟子としての一致を実現する。二、世界中のキリスト者との交わりを実現する。三、無神論〔不信説とすべき一棚村〕やカトリック信仰に対抗し、福音的なプロテスタント信仰を発展させ擁護する」。そして大切なことは、この福音同盟会は「教派や教会の合同を目的とせず、プロテスタント教会に属する個人が、相互に一致と協力を示すことであった」という。そこで具体的活動としては、「一、国際大会、地域大会の開催。二、初週祈禱会の開催。三、信教の自由の擁護。四、宣教活動の推進」などであったという⁹⁾。ほぼ正確な福音同盟会の性格の指摘であると思う。遺憾ながら、この中村の論文そのものは、茂によれば「私家版」ということで本稿では利用できなかった¹⁰⁾。茂の見解に対して、不満があるとすれば、福音同盟会の性格を歴史学的に鮮明にするには、このような運動体を生み出した 19 世紀前半という時期に、どのような国、地域、教派、また教職や信徒が、どのような国家と教会、また各国の宗教的事情のなかで参加するようになったのかを教会史的に説明していないことである。こうした外的、教会史的背景を理解した上で、この福音同盟会の運動理念、神学理念、宗教的方向性といったより内的、理念史な内実をより正確に把握することができるからである。

2. 本稿の課題と研究の範囲

さて、本稿では以上の研究史的反省に立ちつつも、紙面の制約もあり、課題と研究対象を以下のように思い切って限定する。そもそもこの「万国福音同盟会」とはどのような神学理念をもった運動体であったのかを理解するため、主として 19 世紀のイングランド、スコットランド、アイルランド、アメリカ合衆国の教会と神学的な背景を踏まえて、なぜこの運動体が成立したか、何をめざしたのか、その運動体の性格はなにかを、必要最小限度の範囲で明らかにしたい。

II. 「福音同盟会」の成立と19世紀前半の

アングロ・サクソン・プロテスタント世界の教会史的背景

1. 福音同盟会との設立総会の出席者とその国別、教派別特徴の分析

既に指摘したように、我が国の研究者たちの同盟会に関する基礎知識は、主として数少ない第二次史料や教会史家 P. シャフの有名な『キリスト教世界の諸信条 (*Creeds of Christendom*)』第三巻に掲載された「教理的基礎」の英文テキストに依拠するものであるため、かなり不正確な情報も含む簡単な概説レベルにとどまる。そこでここで、最初に試みられるべきは、福音同盟会についての歴史的プロフィールを新しい史料を用いて描き直すことである。その結果に基づきこれまでの福音同盟会に関する不十分な理解や知識を訂正することである。

では、運動体は、その創立においては、どのような国、地域、教派教会に所属した人々が参加したのだろうか？ これまでの日本の研究家が利用してこなかった福音同盟会や19世紀前半の英米圏の教会史的背景に関する信頼しうる第二次史料を用いつつ、1846年の福音同盟会創立総会に関する第一次史料で可能な限り確認しつつ、同盟会の参加者の特徴や教会史的背景を必要な程度に描いてみよう。さて、本稿が使用するその福音同盟会に関する第一次史料とは、筆者が1998年の6月に調査中に入手したシカゴ大学のレーゲンシュタイン図書館保有の次の議事録『福音同盟会。1846年8月19日より9月2日まで、ロンドンのフリーメーソン・ホールで開催された議事報告』(*Evangelical Alliance. Report of the Proceedings of the Conference, Held at Freemason's Hall, London, from August 19th to September 2nd Inclusive, 1846*, London: Patridge and Oakey, Paternoster Row, 1847) を複写したゼロックス・コピーのテキストである〔以下、『報告』ないし *EAR* と略記〕。

福音同盟会の創立総会は、1846年8月19日より9月2日まで、ロンドンのフリーメーソン・ホールで開催された。この創立総会の参加者の背景であるが、この点に関しては幸い1976年にアメリカの教会史家 E. R. サンディーン

(Sandeen) が議事録やその付録の参加者全名簿を詳細に分析し、イングランドと合衆国における教派体制の国際比較を試みた有益な論文「アメリカ的教派体制の特質：1846年の福音同盟会を事例として」に付録として付された参加者に関する基礎データが利用できる¹¹⁾。この研究者の分析データそのものを、筆者の所有する『報告』(EAR)でも検討しながら紹介して筆者なりのコメントを加えよう。まず、サンディーンの名簿分析によれば、1) この総会に出席したのは、総計922名で、内聖職者624名、信徒298名である。2) その参加者の居住国は以下の通りである。第一位は、大ブリテン777名(内：イングランド597名、スコットランド107名、アイルランド66名、ウェールズ7名)、第二位は合衆国で77名(内：ニューヨーク州31名、ニューイングランド19名、ペンシルヴァニア州11名、ニュージャージー州4名、オハイオ州3名、その他)、第三位はヨーロッパその他で、68名(内：ドイツ語圏18名、カナダ16名、フランス13名、宣教師10名、スイス8名、その他)である。3) 大ブリテン三地域における諸教派の参加者：スコットランド(①統一分離派45名、②スコットランド自由教会25名、③改革派的長老派15名、④スコットランド教会14名、その他)；イングランド(①会衆派169名、②ウェスレー主義メソヂスト150名、③英国国教会135名、④バプテスト派73名、⑤ウェスレー主義連盟12名、⑥ウェーリッシュ・カルヴァン主義的メソヂスト6名、⑦カルヴァン主義的メソヂスト5名、その他)；アイルランド(①アイルランド国教会19名、②アイルランド長老派17名、その他)；その他の少教派37名となる。最後に、4) アメリカ合衆国における諸教派所属の参加者：①長老派27名、②メソヂスト監督教会17名、③会衆派13名、④バプテスト派6名、⑤ルター派5名、⑥オランダ改革派5名、その他となる¹²⁾。以上のサンディーンの詳細な分析は、『報告』の付録の名簿に再検討してもほぼ正確であり、信頼できるものと言える¹³⁾。

そこで、以上の四種類のデータに基づいて福音同盟会の創立総会に出席した参加者の教會的地位、大陸、国、地域別在住地、所属教派などの宗教社会学的特徴に関して、筆者自身のコメントを加えると以下のように言えよう。

1) 参加者は名簿によると実際は922名で、上述のデータによると、教職(聖職)者の数は信徒のほぼ二倍に達するが、それでも教職と信徒の合同の会議という基本的なプロテスタント的な会議構成をとっている。

2) 参加者の大陸、国、地域別のデータについては次の点が注意すべきである。開催地がイングランドのロンドンという地の利もあり、大ブリテン居住者は全参加者の84パーセント、特にイングランドの居住者が全参加者の65パーセントに及ぶことである。スコットランドは12パーセント、アイルランドは7パーセントである。これに対し、大西洋を汽船で渡って来る合衆国からの参加者は8パーセント、ヨーロッパとその他は7パーセントであるから、少なくとも同盟会の創立会議は、大ブリテン居住者のプレゼンスが多数であることが分かる。そして、合衆国、カナダ居住の参加者も加えれば、いわゆるアングロ・サクソン系諸国民のプレゼンスが福音同盟会を圧倒しているのであり、「全世界から集まった」というような表現は当てはまらない。宣教師もわずか10名、アジア、アフリカ系のキリスト教徒は全く出席していない。このことは、福音同盟会運動の教会史的背景を探るには、19世紀前半の大ブリテンと合衆国、ついでカナダやヨーロッパにおける国家と社会、そして教会史的な特殊な背景を理解すべきだということである。

3) 参加者の教派別的な背景のデータで注意すべきは、次の点である。第一に、大ブリテンのイングランドであるが、参加者597人中、英国国教会(恐らく福音主義的低教会派に属する人々)が135人で全参加者の15パーセントで軽視できない。だが、残りのイングランドからの参加者は、「非国教徒」と呼ばれる自由教会所属のキリスト教徒で、彼らが451名、全参加者の実に49パーセントに当たる。更に、非国教徒の最大の参加者は、会衆派で全参加者の18パーセント、ウェスレー主義的メソヂストが全参加者の内16パーセント、バプテストは8パーセント、英国長老派は4パーセント足らずである。こうしてみると、イングランドからの出席者では、「非国教徒」の福音同盟会への出席と関心が大きく、特に非信条主義的で会衆主義的政治形態を取る教派の所属者が多い点に留意すべきである。第二に、スコットランドでは、国教会タ

イブのスコットランド教会の所属者は14名にすぎないが、自由教会に属する者と推定される、統一分離派(45名)、スコットランド自由教会(25名)、改革派的長老派(15名)などを入れると、全体で85名位で、全参加者の9パーセントを占める。スコットランドにおいてもこの福音同盟会に参加した人々は、自由教会派が多い。第三に、アイルランドにおいては、国教会からは19名であるが、自由教会派も18名いる。

4) 最後に合衆国居住者では、参加者の居住していた州別、教派別の数字に注意を払う必要がある。まず、州別では77名中、ニューヨーク州が31名、ニューイングランド地域が19名、ペンシルヴァニア州が11名、ニュージャージー州4名、合計65名が北東部と呼ばれる地域の出身者であり、南部や中西部はわずかずつである。ということは、福音同盟会に関心をもつのは19世紀前半でも文化的、宗教的、知的にも伝統のある東北部に集中しているということである。また、教派別では、最大は長老派の27名、第二位はメソヂスト派で17名、第三位は会衆派で13名、第四はバプテスト派で6名、第五位はオランダ改革派とルター派で5名づつ、あとは数名である。すでに18世紀末に政教分離に踏み切った合衆国であるから、これらの教派はすべて自由教会型、教派型教会に所属する人々である。つまり、合衆国からの参加者は、国際的なキリスト教の一致、協力に関心をもつ北東部に在住する自由教会型の主流派教会からの参加者が多い。

以上のように、福音同盟会の創立総会に参加した人々は、1) 全体で922名、教職、信徒混成のプロテスタント的会議、2) 圧倒的にアングロ・サクソン系諸国(大ブリテン、合衆国、カナダ)に住み、とくに多数のイングランド居住者が参加、3) 大多数は「非国教徒」、自由教会に所属するキリスト教徒で、イングランドでは非信条主義的会衆主義的政治形態をとる教派背景者、4) 合衆国では、インターナショナルな気風をもつ北東部の背景で、自由教会型の主流教派の背景をもつ人々が多数と要約できよう。

このような宗教社会学的な実証的なデータを踏まえて、これまでの日本の研究者の福音同盟会の性格についての訂正を試みてみよう。1) 山本秀煌も土肥

昭夫も 1846 年の福音同盟会の参加者を「800 名」前後としているが、これは総会議事の『報告』の付録にある人名名簿によれば教職、信徒併せて 922 名であり、実際は遥かに多数の参加者がいたのであり、この点第二次史料による叙述の限界を露呈している。2) 参加者の国籍を分析すると、やはり広い意味でアングロ・サクソン諸国（大ブリテン、合衆国、カナダ）からの出席者が多いことがわかるのであり、「全世界の 52 のプロテスタント教派より」（土肥昭夫）では、国別参加者の特徴が認識されていない。特にアジア、アフリカからの参加者はなく、また宣教師も 10 人であるからとても「全世界」とは言えない。また「第 18 世紀以来英、米、独、瑞等諸プロテスタント的範囲にわたって行われた信仰覚醒運動の結果として」（石原謙）というのではあまりにも抽象的な国別、地域別の認識にとどまる。3) 教派別の参加者の特徴では、「自由教会主義者」（茂義樹）という指摘は当たっているが、それぞれの国別の参加者の教派的背景にも考慮すべきである。4) 合衆国の州別参加者、また教派背景別参加者の特徴を押さえておく必要はあるが、これまでの研究では十分なされてはいなかったのである。

以上の会議参加者の宗教社会学的特徴を念頭において、次に、福音同盟会を生み出した 19 世紀前半の大ブリテンと合衆国の教会史的背景の大きな流れを、新しい第二次文献を用いて描いてみよう¹⁴⁾。今回は、他の西欧諸国やカナダの参加者の教会史的背景の分析は紙面の関係で省略し、研究は他日を期したい。

2. 19世紀前半（1801-1850）のアングロ・サクソン・プロテスタント世界の教会史的背景

a) 19世紀前半の大ブリテンの各地域における国家と教会、宗教運動、非国教徒的自由教会型教派の動向

先ずイングランド（英国）とアイルランドから概観しよう。この時期はあのフランス大革命以来の「革命の時代」に対応すべく議会と政府が様々な政治、社会改革のみならず、国家と教会関係に対する改革諸政策を実現して行く「改革の時代」に入る。その中でも、非国教徒に対する様々な公職ないし議会就任

妨害法である「(宗教) 審査と団体諸法 (The Test and Corporation Acts)」の廃止 (1828), 「ローマ・カソリック教徒解放令 (The Roman Catholic Emancipation Act)」(1829), アイルランドのプロテスタント国教会を抑制, 改革する「アイルランド教会令 (The Irish Church Act)」(1833), そして英国国教会の司教不在, 司教職同時兼務などの悪弊への「改革諸令」(1836-1840) などが次々に議会を通過したのである。これらの諸改革のもつイングランド及びアイルランドの国家と教会関係と宗教生活全般に有する意義は計り知れない。すなわち, 神学史家コンサーによれば, 以後大ブリテンでは「これらの出来事は, 宗教的な多様性が明白に承認されたことを象徴しており, それは英国の宗教生活における統一性の前提が終焉したことを際立たせた」という¹⁵⁾。具体的に言えば, 第一の「審査と団体諸法」の廃止により, イングランド非国教徒の政治的, 社会的解放が一段と促進された。その結果, プロテスタントの自由教会が活発な政治, 社会の広がりにおいて, 福音伝道のみならず, 奴隷制反対, 聖書配布, 海外, 内国伝道など多様な宗教的自発的結社の形成と拡大を展開した。それゆえに, この時期は一人の論者によれば, 「自発的宗教結社の黄金時代 (the golden age of voluntary religious association)」と称される¹⁶⁾。福音同盟会が教派的な異なる背景をもつ人々の共通目的を実現する自発的結社として多数の非国教的, 自由教会的な教派背景の人々により創立された背景にはこのような非国教徒の解放と自発的結社形成ブームという事情がある。第二に, 「ローマ・カソリック教徒解放令」の衝撃は, 単に英国国教会のみならず, プロテスタントの非国教徒にも及ぶ。これは, エリザベス一世以来の国是にも似た反ローマ・カソリックの路線の転換を意味し, 以後大ブリテンにおけるローマ・カソリック教会は社会的解放を経験し, それと共に積極的に伝道し膨張していくのである。第三のアイルランド国教会の改革であるが, これは1800年に試みられたイングランドとアイルランドの国教会の合同が破綻したことを認めることであり, アイルランドのローマ・カソリック教徒の解放を促進した。そこから, アイルランドのプロテスタントは, 国教会も自由教会も危機感を抱き, 福音同盟会に66名が参加している。又, 福音同盟会が開催される前

年の1845年にはアイルランドの飢饉からの脱出と職を求め多くのアイルランド人がイングランドへ新移民として到着し、1840-1850年代には英国のカソリック教徒は一層膨張した。ここから、英国国教会のみならず、非国教徒の間でも、改めて反カソリック的な統一戦線作りが進行する。その一翼を担ったのが、福音同盟会運動であり、この運動体の反カソリシズム的性格は以上のべたような事態の歴史的刻印なのである。第四には、英国国教会内の高教会運動の台頭である。英国国教会に対する議会と国家主導の一連の諸改革により、J. H. ニューマンやJ. ケーブル、E. ピュージーらの聖職者が教会存立の危機感を抱き、英国国教会の本質を聖なる使徒的な公同教会の権威におき、 sacrament や聖職者の神学的、霊的訓練を重んじる高教會的改革運動、「オックスフォード運動」を1830年代より起こした。これは、一方では拡大するローマ・カソリシズムに反対すると共に、他方では非国教徒プロテスタントの福音伝道主義の原理やリベラリズムを厳しく批判した¹⁷⁾。従って、福音同盟会は当然英国国教会内のこの「オックスフォード運動 (The Oxford Movement)」を「ピュージーイズム (Puseyism)」と批判して、その高教会主義に反対するのである。この他に、第五に、非国教徒の陣営にあったが、解放され拡大をみせた合理主義的キリスト教の運動であるユニテリアニズムやユニヴァーサリズム (普遍救済主義) に対しても、福音同盟会はその三位一体論的福音伝道主義の立場から反対したことも付言しておこう。

次にスコットランドにおける19世紀前半(1833-1853)は、歴史家A. R. ヴァイドラーによれば、「スコットランドにおける諸葛藤」の時代であった¹⁸⁾。スコットランドの長老派国教会において教区牧師が国家の側の「叙任権 (patronage)」により任命される人事体制の是非をめぐる、この体制を容認する「穏健派」と、トマス・チャルマーズに率いられ反対する自由教会主義的な「福音主義者」とのほぼ10年にわたる論争(1833-1843)が起こり、1843年の全国総会でついに1,203名の牧師中451名の牧師が離脱し、「自由教会」を創立する。数年後創立された福音同盟会には、スコットランドの自由教会主義者と推定される人々も85名(9パーセント)ほど参加するが、このスコットラ

ンド近代教会史の一大事件の直後だけに、さぞかし意気盛んなことであつたらうと思われる。

b) 19世紀前半におけるアメリカ合衆国の国家と教会，特に北東部における
宗教運動，自由教会型教派の動向

合衆国において、大ブリテンにおける巨大な宗教的变化を齎した諸改革に並行するのは、英国に先んじて1791年に合衆国議会によって公布された「合衆国憲法」修正第一条「権利の章典」の制定により齎された、連邦レベルにおける国教会樹立の試みを放棄した「政教分離」の原則の宣言と各個人の権利としての「信教の自由」の原理の確立である。この国家と教会の関係における革命的な措置により、原則的には合衆国における総ての教会が自由教会型で自発的結社型のいわゆる「教派型教会」となったのである¹⁹⁾。従って、この福音同盟会にかなりの参加者を送り出した合衆国の北東部に注目すると、以下の巨大な宗教的諸変化が生じた。第一には、州立教会の分離と自由教会型教派主義体制への移行である。連邦の政教分離に呼応して、元来伝統的なニューイングランド諸州において事実上州立教会であつた会衆派教会は、例えばコネチカットでは1818年、マサチューセッツでは最終的には1833年に州レベルでの政教分離により自由教会型教派へ移行することを余儀なくされた、更に、1800-1850年にかけて東部、中西部、南部といった広範囲にわたり進展した「第二次大覚醒運動」とこの政教分離の試みとは相俟って、S. ペアソンの言葉を借りれば、「19世紀の前半とはアメリカ会衆派にとっては、ニューイングランドの州立教会から国民的な教派への移行を画するものであつた」という²⁰⁾。そこで伝道する教派教会として長老派、メソヂスト派などと並び、会衆派も国際的な一致協力の自発的宗教結社である福音同盟会の創立へ関心を抱く。そこから、第二には、超教派的な一致、協力体制を築こうとするエキュメニズムやキリスト教的な各種の自発的結社活動が台頭する。例えば、会衆派と長老派はそれぞれの会員が移住してゆく西部においては「合同プラン」(1801)を結び、開拓地における宣教協力と相互の会員確保体制を結んだ。尤もこの試みは裏目に出て、会衆派は会員を組織の強固な長老派に奪われ、逆に長老派にとっては会衆派を経

由して「ニューヘイヴン神学」ないし「新派カルヴァン主義 (New School Calvinism)」と呼ばれる「ウェストミンスター信仰告白」の規範性を弱めたアルミニウス主義的なカルヴァン主義の浸透を許し、ついに1850年までには双方が「合同プラン」を廃棄し、かえって両派の教派对立意識を高揚した²¹⁾。しかし、福音同盟会に参加したL. ビーチャーは、この19世紀前半の代表的な新派カルヴィニストの一人であり、また長老派と会衆派の双方の教会の牧師を務めた超教派主義的福音伝道主義者である²²⁾。彼はまたキリスト教的な禁酒、矯風運動の自発的結社による活動の指導者の代表的な人物でもあった。やはり同盟会に出席したペンシルヴァニア州、ゲッティスバーグのルター派神学校の神学教師のS. S. シュマッカーは、「アウグスブルク信仰告白」の規範性を緩めて象徴主義的聖餐論を報じて「アメリカ主義者 (Americanist)」と呼ばれた超教派主義的な修正ルター主義者であった²³⁾。第三には、北東部の諸教会に浸透した合理主義的キリスト教であるユニテリアニズム、普遍救済主義 (ユニヴァーサリズム) への反対運動である。18世紀末より東マサチューセッツ地域で拡大した三位一体神への信仰を否定するユニテリアニズムの運動は、その指導者W. E. チャニングらにより神学的運動となり、ついに会衆派から分離して、独自の一教派となった。こうした神学的な動向に対し、「新派カルヴァン主義」の一系譜、アルミニウス主義的なカルヴァン主義、「ニューヘイヴン神学」に立つイエール大学のN. W. テイラーやL. ビーチャー、また三位一体を奉じる会衆派のアンドーヴァー神学校の教授らは、反ユニテリアニズム、反ユニヴァーサリズムの神学論争をしかけた。合衆国の北東部居住の同盟会への参加者は、このような反ユニテリアン陣営の人々が多い²⁴⁾。第四には、19世紀前半に主流の福音伝道主義的プロテスタントの諸教派に浸透した反ローマ・カソリシズムの感情の問題である。19世紀前半の西部開拓と国家的拡大時代の合衆国では、アイルランド始めヨーロッパ各地からの膨大なローマ・カソリック教徒の労働者移民が急速に増大した。そのために、合衆国の北東部の大都市では、プロテスタント市民らの反ローマ・カソリック暴動や神学的な論争が頻発した。L. ビーチャーにも『西部への弁明』といった反ローマ・カソリック的

書物があるほどである²⁵⁾。こうして、大ブリテンにおける反ローマ・カソリズムの高揚にも似て、合衆国でも自由教會的福音伝道主義者たちは、概ね反ローマ・カソリック的であった。

こうして同盟会の成立の背後にある教會史的背景の分析の成果から同盟会の宗教的、神学的方向性を分析すると、次のようにまとめることができよう。それは、1) 福音伝道主義的な自由教會的教派的な背景をもつキリスト教徒が多数参加し、2) 反ローマ・カソリック的、ないしオックスフォード運動のような高教會型の運動に対決し、3) 逆に合理主義的キリスト教としてのユニテリアニズム、ユニヴァーサリズムに反対しつつ、4) 福音伝道主義的諸教派に所属する諸個人の協力と一致を目指す自発的結社型の運動体である。5) その背後には19世紀前半の大ブリテンの「諸改革」によるローマ・カソリック教徒、非国教徒の解放、自発的結社の増大、合衆国の「政教分離」の実質化による教派型教會の成立という類似した国家と教會上の大変革の影響が存在している。ということは、福音同盟会の創立の背景を「18-19世紀における信仰覚醒の結果生まれた」（土肥昭夫）とか、「第十八世紀以来英、米、独、瑞等諸プロテスタント的範囲にわたって行われた信仰覚醒運動の結果」（石原謙）という説明が、いかに背景を「信仰覚醒運動」一本に還元し単純化しているかが明らかになるだろう。また中村敏の研究に依存しつつ描かれた茂義樹の福音同盟会の性格や目標に関する叙述は大旨正確ではあるが、19世紀前半のアングロ・サクソン・プロテスタント世界に起こった巨大な国家と教會の関係における変革と同盟会の複雑な諸関係を視野にいれていない点が惜しまれる。

最後に、以上のような同盟会の宗教社会学的な性格と教會史的背景理解の成果を土台にして、この同盟会が形成した「教理的基礎」の決定過程や神学理念を分析して、外的な、教會史的背景分析から導きだされた福音同盟会の性格規定を内的、理念史的にも検証してみよう。

III. 「福音同盟会」の「教理的基礎」成立の経過と 運動理念からみたその性格

1. 議事録における「教理的基礎」の原案と決議されたその最終本文との比較分析

すでに指摘したように、福音同盟会総会は、1846年8月19日から9月2日まで開催された。その議事録に盛られた様々な議事と決議を分析し、この運動体の「運動理念」全体を確定する作業は、最も基本的で重要な課題の一つである。しかし、この課題は将来別の形で果たしたいと考えている。本稿では、福音同盟会の「教理的基礎 (The Doctrinal Basis)」の原案と決議された本文とを比較し、その変更内容を確認し、そのような変更に至る議場での審議過程を分析し、この「教理的基礎」を定めた運動体と神学的理念の方向を確定したい。

さて、福音同盟会の議事録、つまり『報告』(EAR)によれば、「教理的基礎」をめぐる審議は、1846年8月21日(総会第三日)の午前のセッションから開始され、8月23日の聖日を挟み8月24日(総会第五日)夕刻のセッションまでの時間を費やし決議され、「前文 (Preamble)」と末尾の「補足文 (the supplementary clause)」に挟まれた最終的な9箇条よりなる「教理的基礎」を承認した²⁶⁾。8月21日の午前のセッションの開会礼拝の後直ちに、英国国教会の教区聖職者、E. ビッカーステース師 (Rev. E. Bickersteth) が「教理的基礎 (The Doctrinal Basis)」の原案〔以下DB1〕を議場に上程した。その原案の内容と24日の夕刻に議場で最終的に決議された「教理的基礎」の定式〔以下DB2〕とを共に以下並べて記す。

DB1: That the parties composing the Alliance shall be such persons only as hold and maintain what are usually understood to be Evangelical views, in regard to the matters of doctrine understated, viz.: —〔以上DB1前文〕

“1. The Divine Inspiration, Authority, and Sufficiency of the Holy

Scriptures.

- “2. The Unity of the Godhead, and the Trinity of Persons therein.
- “3. The utter Depravity of human nature in consequence of the Fall.
- “4. The Incarnation of the Son of God, His work of Atonement for sinners of mankind, and His Mediatorial Intercession and Reign.
- “5. The Justification of the sinner by Faith alone.
- “6. The work of the Holy Spirit in the Conversion and Sanctification of the sinner.
- “7. The right and duty of Private Judgement in the interpretation of the Holy Scriptures.
- “8. The Divine institution of the Christian Ministry, and the authority and perpetuity of the ordinances of Baptism and the Lord’s Supper.
- “9. The Immortality of the Soul, the Resurrection of the Body, the Judgement of the world by our Lord Jesus Christ, with the Eternal Blessedness of the righteous, and the Eternal Punishment of the wicked.”²⁷⁾ [以上を DB1 9 箇条と呼ぶ]

DB2 : “I. That the parties composing the Alliance shall be such persons only as hold and maintain what are ususally understood to be Evangelical views, in regard to the matters of Doctrine understated, namely : — [以上 DB2 前文]

- “1. The Divine Inspiration, Authority, and Sufficiency of the Holy Scriptures.
- “2. The Right and Duty of Private Judgement in the Interpretation of the Holy Scriptures.

- “3. The Unity of the Godhead, and the Trinity of Persons therein.
- “4. The utter Depravity of Human Nature, in consequence of the Fall.
- “5. The Incarnation of the Son of God, His work of Atonement for sinners of mankind, and His Mediatorial Intercession and Reign.
- “6. The Justification of the sinner by Faith alone.
- “7. The work of the Holy Spirit in the Conversion and Sanctification of the sinner.
- “8. The Immortality of the Soul, the Resurrection of the Body, the Judgement of the World by our Lord Jesus Christ, with the Eternal Blessedness of the Righteous, and the Eternal Punishment of the Wicked.
- “9. The Divine institution of the Christian Ministry, and the obligation and perpetuity of the ordinances of Baptism and the Lord’s Supper. [以上 DB2 9 箇条]
- “It is, however, distinctly declared : —First, that this brief Summary is not to be regarded, in any formal or Ecclesiastical sense, as a Creed or Confession, nor the adoption of it as involving an assumption of the right authoritatively to define the limits of Christian Brotherhood; but simply as an indication of the class of persons whom it is desirable to embrace within the Alliance : —Second, that the selection of certain tenets, with the omission of others, is not to be held as implying, that the former constitute the whole body of important Truth, or that the latter are unimportant.”²⁸⁾ [DB2 補足文]

さて、上掲の DB1 と DB2 のテキストを比較するとき、細部の修正や字句の

変更については、別の機会に予定されている各箇条についての審議の分析に任せることとして、ここでは以下のような大まかな変更箇所や各箇条の配列順序の変更を確認してみたい。1) DB1, DB2 ともに「前文」はほぼ同一である。2) DB1 のおける幾つかの箇条が、DB2 においては配列順序が変更されている。例えば、Article.7 (DB1)〔以下 Art.と略〕は Art.2 (DB2) へ、Art. 8 (DB1) は Art.9 (DB2) へ、Art.9 (DB1) は Art.8 (DB2) へ移動させられている。その結果、Art.2 (DB1) は Art.3 (DB2) へ、Art.3 (DB1) は Art.4 (DB2) へ、Art.4 (DB1) は Art.5 (DB2) へ、Art.5 (DB1) は Art. 6 (DB2) へ、Art.6 (DB1) は Art.7 (DB2) へ順番が変更となった。3) 更に大きな変更は、DB1 のテキストには存在しなかった「補足文」が DB2 のテキストには付されたということである。そこで、ここでは 2) の信仰箇条の変更の経過、及び 3) 「補足文」がなぜ設けられるにいたったのかという経過について、議事録の審議から辿ってみたい。そしてその背後に表明された福音同盟会の神学的運動理念を最終的に確定しよう。

2. 「教理的基礎」の原案審議と最終文の確定にみる

「福音同盟会」の神学的運動理念

第一に、DB1 の幾つかの箇条の位置変更に関する議論と決議は、大会五日目、8月24日の夕刻のセッションにおいてである²⁹⁾。この夕刻のセッションの後半で、ロンドン在住のウェスレー主義メソヂストの牧師、ビューモント博士 (Rev. Dr. J. Beaumont) が、DB1 における「最後の二つの箇条〔キリスト教的職務や聖礼典に関する Art.8 と終末論的事柄に関する Art.9〕の順序を逆にすること」との修正動議が議場に提出された。その理由は、「第九箇条は信じられるべき厳かな諸真理よりなる。だから自分は第八箇条のような箇条の前におかれるべきであると思う」というものであった。つまり、教会の務めに関する箇条の前に先行する他の信仰箇条の示す真理と関連の深い終末論的な最後の事柄に関する信仰箇条を優先させるべきだとの神学的判断が背後に存在した。議場での短いやり取りの後、ビューモントの意図が承認されて、これらの

二箇条の順序が逆転された³⁰⁾。次いで、聖書の私的解釈権に関する DB1 の Art.7 に関して、議場からはこれを最後の Art.9 へ回すべきであるとの動議が提起された。しかし、ロンドンのカワード大学の教師で会衆派牧師、ジェンキン博士 (Dr. Jenkyn) は、DB1 における聖書の権威に関する Art.1 の後に、DB2 の Art.7 の私的解釈権の箇条を新たに Art.2 として置くべきだと主張した³¹⁾。そしてこのジェンキン提案をウェスレー主義的メソヂィスト派の牧師 J. スコットが「我々は聖書の権威を宣言した。その上で、これら〔聖書〕を判断する各自の権利を宣言することがその箇条の論理的な位置だ」という理由で支持を与え、議場はこの動議を可決した³²⁾。この議決は重大な神学的意味をもつ。つまり、福音同盟会としては、「教理的基礎」の最終定式の第一箇条で聖書の権威は承認しつつも、第二箇条でその私的な解釈権を認めることで、宗教改革的な信仰告白による聖書の教会的解釈権を否定し、聖書の私的解釈権を認める聖書主義的な教理的立場をいよいよ鮮明にするに至ったのである。以上二つの大きな変更に伴い、DB1 の第一箇条を除きすべての箇条の順序や数字が変更され、最終的に DB2 の 9 箇条のような配列に落ち着いたのである。

第二に、この「教理的基礎」の形式的性格と役割、拘束性の問題に関しては、8月21日以来原案の議事の色々なところで言及され、意見が交わされた。しかし、「補足文」が本格的に集中審議されたのは、総会第五日（8月24日）の午前のセッションから午後のセッションの前半においてであった³³⁾。議論の皮切りは、バプテスト派の牧師、E. スティーネ博士 (Rev. Dr. E. Steane) の提案による「教理的基礎」原案に付すべき「補足文 (the supplementary clause)」案の上程である³⁴⁾。この「補足文」の内容は、この同盟会に参加する自由教会所属派が多いとは言え、各自の所属教派が教理的に信奉する「聖書と伝統」、とくに信条や信仰告白に関する立場は大きく異なる。それゆえに、「補足文」に説明されている「教理的基礎」の性格や役割の理解に関して、「信条主義」的な人々と「非信条主義」的な背景の人々との間での合意点を確認するために、ホットな議論が展開された。特に議論の整理に役立ったのは、ニューヨーク在住の長老派牧師、S. H. コックス博士 (Rev. Dr. S. H. Cox) の以下

のような議論である。彼は、「教理的基礎」の機能を、第一に福音同盟会への「入会の審査として (a Test of Admission)」, 第二には「合同の絆の役割 (that of a Bond of Union)」, 最後に「世界への証言 (a Testimony to the World)」という三重の役割であると言う。従って、コックスによれば、「それ〔教理的基礎〕は、かの意味〔アウグスブルク信仰告白やウェストミンスター信仰告白という意味〕での信条ではない。そうではなくそのような〔同盟会に包摂される〕種類の人々を私たちと同盟させるものであり、そこでその種の人々に旨く定義付けを与えるのである」と³⁵⁾。このように「教理的基礎」から全体教会主義的な信条的拘束性を奪い、むしろ緩い指標的、指示的、証言的な機能を与えるコックスの議論に沿った確認が議場の発言者たちによってなされた。そして午後のセッションの終わりに、ハックニー在のバプテストの牧師 F. A. コックス博士 (Rev. Dr. Cox) は重要な集約的発言を行い、福音同盟会の組織的性格と「教理的基礎」との関係を明らかにした。彼は指摘する。「我々は諸教派として (as Denominations) として集められているのではない。我々は諸キリスト教会の肢体として集められているのではない。代表資格によってではない (not in a delegated capacity)。そうではなく、個々のキリスト教徒としてであり (as individual Christians), その人々の目的は可能な限り一つの合同 (a Union) —— 教派のそれではなく」、個人の資格である³⁶⁾。従って、教派教会主体ではない個人参加の自発的結社にとって「教理的基礎」は飽くまでも個人的な判断を拘束するものではなく、指標、象徴、指示的機能を認めるというわけである。こうした方向性に立ち、休憩を挟み、提案された「補足文」は以下のようにやや短めに修正されて、8月24日の夕刻のセッションの冒頭で9箇条の下に付される形で可決された。そこで、ここで「補足文」の訳文を掲げて、その性格、機能を確認したい。

「しかし、以下のことが明瞭に宣言される。——第一に、この短い要約は、いかなる公式の、又は教会的な意味で一つの信条ないし信仰告白として (in any formal or Ecclesiastical sense, as a Creed or Confession), あるいはキリスト教的な兄弟性の諸限界を定義する権利を権威的に帯びることをふく

むものとして採用されたと見なされてはならない。むしろ、それは単に同盟内に包摂されることが望ましいとされる人々の集まりを指し示すもの (as an indication of the class of persons whom it is desirable to embrace within the Alliance) と見なされるべきである。——第二に、ある幾つかの箇条の選択をすることは、外のそれら〔の箇条〕を排除するとか、前者が重要な真理の全体をなし、あるいは後者は重要ではないということの意味すると考えられてはならない³⁷⁾。

ここまで、「教理的基礎」の原案を構成上修正したその議場を支配した神学的理念を分析してきた。ここで注目すべきことは、二点存在する。第一に、福音同盟会は飽くまでも 19 世紀型の個人を主体とした自発的結社型のキリスト教徒の一致と合同、協力を目指す運動体であるということである。つまり、徹底的に個人主義的な前提で参加資格を定めている。これが、教派主体の 20 世紀エキュメニズムの運動体、例えば「国際宣教連盟 (The International Missionary Council)」や「世界教会協議会 (The World Council of Churches)」と異なる点である。第二に、従って「教理的基礎」の 9 信仰箇条の配列転換を分析しつつ指摘したように、最終的には Art.1 の聖書の權威の箇条の次に Art.2 として聖書の個人的解釈権の箇条を位置付けたとき、この同盟会は聖書の教會的解釈に優位をあたえる立場を捨て、聖書主義的な立場へと接近している。そして、この立場と並行して、福音同盟会の「教理的基礎」の性格や機能も、個人主義的に捉えられ、宗教改革的な信条や信仰告白のような「聖書に規制された規範」としての教會的聖書解釈の權威を付されようもなかった。それは、飽くまでも同盟会の集団としての信仰の所在を指示、象徴、指標として機能する役割のみを認められたにすぎない。その点でこのような「教理的基礎」の性格と機能理解の見解は、自発的結社的であるのみならず、あえて言えば近代主義的な個人主義に立つ会衆派的な「信仰宣言」の役割理解に近いものであろう。そして、そのような観察は、前節すでに指摘したように、この同盟会創立総会に出席したイングランド会衆派 (全参加者の 18 パーセント) やバプテスト派 (全参加者の 8 パーセント) の背景をもつ人々が、合計すると実に 1/4

に当たる 26 パーセントを占めるといふ社会学的な特質と議場の意見の声も呼応するのである。

III. 結論：「福音同盟会」の教会史的背景とその性格

これまで論じて来た論点をここで今一度まとめて、主題に関する本稿の結論を確認したい。

a) 福音同盟会の創立総会に参加した人々は、1) 全体で 922 名、教職、信徒混成のプロテスタント的会議、2) 圧倒的にアングロ・サクソン系諸国（大ブリテン、合衆国、カナダ）に住み、とくに多数のイングランド居住者が参加、3) 大多数は「非国教徒」、自由教会に所属するキリスト教徒で、イングランドでは非信条主義的会衆主義的政治形態をとる教派背景者、4) 合衆国では、インターナショナルな気風をもつ北東部の背景で、自由教会型の主流教派の背景をもつ人々が多数と要約できよう。

b) 同盟会成立の教会史的背景分析から同盟会の宗教的、神学的方向性を分析すると、次のようにまとめることができよう。それは、1) 福音伝道主義的な自由教會的教派的な背景をもつキリスト教徒が多数参加し、2) 反ローマ・カソリック的、ないしオックスフォード運動のような高教会型の運動に対決し、3) 逆に合理主義的キリスト教としてのユニテリアニズム、ユニヴァーサリズムに反対しつつ、4) 福音伝道主義的諸教派に所属する諸個人の協力と一致を目指す自発的結社型の運動体である。5) その背後には 19 世紀前半の大ブリテンの「諸改革」によるローマ・カソリック教徒、非国教徒の解放、自発的結社の増大、合衆国の「政教分離」の実質化による教派型教会の成立という類似した国家と教会上の大変革の影響が存在している。

c) 「教理的基礎」の原案を構成上修正したその議場を支配した神学的理念を分析すると、注目すべき結論は二つあった。第一に、福音同盟会は飽くまでも 19 世紀型の個人を主体とした自発的結社型のキリスト教徒の一致と合同、協力を目指す運動体であるということである。つまり、徹底的に個人主義的な前提で参加資格を定めている。これが、教派主体の 20 世紀エキュメニズムの

運動体、例えば「国際宣教連盟 (The International Missionary Council)」や「世界教会協議会 (The World Council of Churches)」と異なる。第二に、「教理的基礎」の9信仰箇条の配列転換を分析しつつ指摘したように、最終的にはArt.1の聖書の権威の箇条の次にArt.2として聖書の個人的解釈権の箇条を位置付けたとき、この同盟会は聖書の教會的解釈を優位にあたえる立場を捨て、聖書主義的な立場へと接近している。そして、この立場と並行して、福音同盟会の「教理的基礎」の性格や機能も、個人主義的に捉えられ、宗教改革的な信条や信仰告白のような「聖書に規制された規範」としての教會的聖書解釈の権威を付されようもなかった。それは、飽くまでも同盟会の集団としての信仰の所在を指示、象徴、指標として機能する役割のみを認められたにすぎない。その点でこのような「教理的基礎」の性格と機能理解の見解は、自発的結社的であるのみならず、あえて言えば近代主義的な個人主義に立つ会衆派的な「信仰宣言」の役割理解に近いものであろう。

こうしてみると、本稿の冒頭で掲げた山本秀煌の言う「万国福音同盟会」は「基督教の福音主義を標榜した諸教派の連盟」というこの運動体の理解は、20世紀の連盟型の教派協力や一致運動と取り違えるという根本的な錯誤に陥っていることは明瞭である。そして、このような福音同盟会の背景と性格についての不十分な認識がなぜもたらされたかと言え、山本以後の諸研究者にも共通しているように、数少ない古い第二次史料に依存し叙述した結果であり、第一次史料を丹念に読み解く作業の大切さとともに、そうした作業に立って書かれたより新しい第二次史料を広く読むという歴史研究の本道を確認させられるのである。自戒をもこめてそう結論づけたい。

注

- 1) 山本秀煌編『日本基督教会史』(初版 東京：日本基督教会事務所 1929, 復刻版 東京：改革社 1973), 30-31頁。
- 2) 上掲書 31-32頁。
- 3) 土肥昭夫「日本最初のプロテスタント教会」『キリスト教社会問題研究』第八

- 号 (1964), 24-33頁〔以下,「教会」と略〕;「日本基督公会の成立と崩壊」『日本プロテスタント教会の成立と展開』(東京:日本基督教団出版局 1975), 15-55頁〔以下,「公会」と略〕;『日本プロテスタント・キリスト教史』(東京:新教出版社 1980), 60-63頁。
- 4) 土肥「教会」30-31頁。
 - 5) 上掲書 28頁;「公会」46頁。
 - 6) 土肥「教会」注 9 参照のこと。この注 9 において,土肥は Philip Schaff, *Creeds of Christendom*, vol.III, 827-828 にある福音同盟会の「教理的基礎」の英文テキストを参照するように指示する。また, Rouse and Neil (ed.), *A History of the Ecumenical Movement*, 1954, pp.318-324 という第二次史料のみを参照する。また,彼の「公会」46 頁でも同様である。
 - 7) 本稿で参照した諸論文と,特に福音同盟会に関する主な記述箇所はそれぞれ以下の通りである。石原謙「公会主義とその姿勢」『石原謙著作集 第十巻 日本キリスト教史』(東京:岩波書店 1979), 127-142 頁,特に同盟会に関しては上掲書 141 頁の注 5 を参照。小川圭治「教会の形成と変質」『日本人とキリスト教』(東京:三省堂 1973), 249-263頁,特に同盟会については 273 頁;海老沢有道,大内三郎『日本キリスト教史』(東京:日本基督教団出版局 1974), 175-192 頁,特に 175, 177, 187-188頁;幸日出男「日本基督公会について」同志社人文科学研究所 キリスト教社会問題研究所編『日本の近代化とキリスト教』(東京:新教出版社 1973), 26-58 頁,特に 49 頁;宮庄哲夫「日本基督教公会の形成と展開——教会政治の視点から——」同志社大学人文科学研究所編『日本プロテスタント諸教派史の研究』(東京:教文館 1997), 309-329 頁,特に 323 頁;五十嵐喜和「日本基督公会論——諸規則を中心にして——」『日本基督教会史の諸問題』(東京:改革社 1983), 11-46 頁,特に 34-39頁;井上平三郎「日本基督公会の本質」『浜のともしび——横浜海岸教会初期史考——』(東京:キリスト新聞社 1983), 93-136 頁,特に 121 頁。
 - 8) 茂 義樹『明治初期神戸伝道と D. C. グリーン』(東京:新教出版社 1986), 174-175 頁。
 - 9) 上掲書 170-172 頁。
 - 10) 中村 敏『日本初期プロテスタンティズムにおける福音同盟会 (The Evangelical Alliance) の影響』(私家版, 1983)。茂 上掲書 240 頁の注 19-21 を参照。
 - 11) E. R. Sandeen, "Distinctiveness of American Denominationalism: A Case

Study of the 1846 Evangelical Alliance,” in *Church History* 45 (1976): 222-234.

- 12) *ibid.*, 234.
- 13) “Appendix C. Alphabetical List of All Parties who attended the Conference,” in *EAR*, lxxvii-xcvii.
- 14) 19世紀前半の大ブリテンを中心とした教会史的、神学史的背景を知るために、以下の第二次史料を参照した。Alec R. Vidler, *The Church in an Age of Revolution*, The Pelican History of the Church, vol.5 (Middlesex, et.al., Penguin Books, 1st. publ. 1961 ; repr. 1983), 33-145 ; Walter H. Conser, Jr., *Church and Confession: Conservative Theologians in Germany, England, and America 1815-1866* (Macon, Georgia: Mercer University Press, 1984), 97-214 ; Sheridan Gilley and W. J. Sheils, eds., *A History of Religion in Britain, Practice and Belief from Pre-Roman Times to the Present* (Oxford, U. K. and Cambridge, U. S. A.: Blackwell, 1994), 277-305 ; 363-405. また同時期のアメリカ合衆国の教会史的、神学史的背景については、Conser, *Confession*, 215-309; Leo P. Hirrel, *Children of Wrath, New School Calvinism and Antebellum Reform* (Lexington: University of Kentucky, 1998); Samuel Pearson, Jr., “From Church to Denomination: American Congregationalism in the Nineteenth Century,” in *Church History* 38 (1969), 67-87 参照。
- 15) Conser, *Confession*, 100.
- 16) Gilley, “The Church of England 1800-1900 in the Nineteenth Century,” in *Religion in Britain*, 295.
- 17) Conser, *Confession*, 162-197 ; Gilley, “The Church of England,” in *Religion in Britain*, 297-298 ; Vidler, *Revolution*, 45-54.
- 18) Vidler, *Revolution*, 56.
- 19) Conser, *Confession*, 218-222 ; Vidler, *Revolution*, 235-236.
- 20) Pearson, “to Denomination,” 87.
- 21) Conser, *Confession*, 253 ; Hirrel, *New School*, 59-60.
- 22) L. ビーチャー (Beecher) の氏名と肩書については, “Appendix C,” in *EAR*, lxxviii ; Conser, *Confession*, 248-251 ; Hirrel, *New School*, 63-65.
- 23) S. S. シュマッカー (Schmucker) に関しては, “Appendix C,” in *EAR*, xciii ; Conser, *Confession*, 254-255.
- 24) Hirrel, *New School*, 15-18 ; Vidler, *Revolution.*, 239.

- 25) Hirrel, *New School*, 104-107.
- 26) *EAR*, 76-193.
- 27) *EAR*, 77.
- 28) *EAR*, 189.
- 29) *EAR*, 183-185.
- 30) *EAR*, 183.
- 31) *EAR*, 183-185.
- 32) *EAR*, 185.
- 33) *EAR*, 170-183.
- 34) *EAR*, 170.
- 35) *EAR*, 172-173.
- 36) *EAR*, 179.
- 37) *EAR*, 182-183.